2　法第二百七十二条の三十八第四項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該少額短期保険持株会社における当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3　法第二百七十二条の三十八第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該少額短期保険持株会社グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における少額短期保険持株会社グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（少額短期保険持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）

第二百十一条の七十七の三　法第二百七十二条の三十八の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　当該少額短期保険持株会社グループに属する少額短期保険業者の資産の運用に係る業務（法第二百七十二条の十二各号に掲げる方法に係るものに限る。）

二　当該少額短期保険持株会社グループに属する会社のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務

三　当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

四　当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

五　当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

六　当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（少額短期保険業及びこれに付随する業務並びに第二百十一条の二十四各号に掲げるものに係るものに限る。）

七　当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の事務に係る計算を行う業務

八　当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

九　当該少額短期保険持株会社グループに属する会社と当該会社の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十　当該少額短期持株会社グループに属する会社の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十一　前各号に掲げる業務に附帯する業務

2　法第二百七十一条の三十八の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務は、前項第三号から第十号までに掲げる業務（当該業務に附帯する業務を含み、当該少額短期保険持株会社グループに属する外国の会社に係る業務を除く。）とする。

（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての承認の申請等）

第二百十一条の七十七の四　少額短期保険持株会社は、法第二百七十二条の三十八の二第二項の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して財務局長等に提出しなければならない。

［条を加える。］

［条を加える。］